

東久留米市都市計画自転車駐車場整備事業

審査講評

令和3年7月

東久留米市都市計画自転車駐車場
整備事業者審査委員会

令和2年12月28日に民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に準じて公募いたしました「東久留米市都市計画自転車駐車場整備事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の選定に関する審査講評をここに公表いたします。

令和3年7月20日

東久留米市都市計画自転車駐車場整備事業者審査委員会

委員長 西村 幸高

東久留米市都市計画自転車駐車場整備事業 審査講評

目 次

1. 事業の概要	1
2. 事業者選定の体制等	4
3. 審査方法	5
4. 審査結果	7
4.1 入札参加資格審査	7
4.2 基礎項目審査	8
4.3 加点項目審査（性能評価点）	8
4.4 価格評価点の算定	9
4.5 総合評価点の算定	10
4.6 優秀提案の選定	10
5. 審査講評	11
5.1 各加点審査項目の講評	11
5.2 総評	16

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

東久留米市（以下「市」という。）では、将来にわたる安定的な自転車等駐車を確保するに当たって、自転車等駐車の利用実態を調査・分析し、整備方針を定めた「東久留米市駅周辺自転車等駐車整備計画（以下「整備計画」という。）」を平成30年3月に策定した。さらに、恒久的な自転車等駐車の確保に向け、整備計画に基づき、東村山都市計画駐車場東久留米駅西口第1自転車駐車場及び東久留米駅西口第2自転車駐車場として平成30年11月に都市計画決定を行い、令和元年8月に都市計画事業の事業認可を取得し、令和2年7月に市立の自転車等駐車場として用地取得が行われている。

本事業は、整備計画や都市計画事業認可を踏まえ、PFI法に準ずる事業として、東久留米駅周辺に位置する2箇所の自転車等駐車場（東久留米駅西口第1自転車駐車場、東久留米駅西口第2自転車駐車場）の整備を実施し、その維持管理及び運営を行うものである。

また、本事業には、既存の自転車等駐車場及び臨時自転車駐車場の運營業務、並びに、放置自転車対応業務を含めるものとし、民間のノウハウ、技術能力等を活用して効率的かつ効果的に実施することを目的とする。

(2) 事業名称

東久留米市都市計画自転車駐車場整備事業

(3) 本事業の対象となる施設

① 整備・運営対象となる自転車等駐車場（以下「本施設」という。）

施設名
東久留米駅西口第一自転車駐車場
東久留米駅西口第二自転車駐車場

② 運営対象となる自転車等駐車場（以下「運営対象施設」という。）

施設名
市立西第4自転車等駐車場（定期利用）
市立西第9自転車等駐車場（一時利用）
市立西第10自転車駐車場（一時利用）
市立西第10原付駐車場（定期利用）
臨時自転車駐車場1
臨時自転車駐車場2
市立西第9自転車駐車場（定期利用）
市立東第2自転車等駐車場（定期利用）

- ③ 自転車等放置禁止区域（以下「放置禁止区域」という。）及び自転車等集積所（以下「集積所」という。）

市は、東久留米駅周辺に自転車等放置禁止区域を設けている。放置禁止区域全域を、放置自転車対応業務の対象範囲とする。また、撤去した放置自転車等は、自転車等集積所にて保管・管理する。

(4) 本施設及び運営対象施設の管理者の名称

東久留米市長 並木 克巳

(5) 事業の対象範囲

本事業の対象範囲は、以下のとおりである。

① 設計業務（本施設のみを対象とする）

- 1) 設計業務
- 2) 本事業に伴う各種申請等の業務
- 3) その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

② 建設・工事監理業務（本施設のみを対象とする）

- 1) 建設業務（外構整備を含む）
- 2) 解体撤去業務（※ 西4定期、西9一時の解体撤去を指す。）
- 3) 什器・備品等の調達及び設置業務
- 4) 工事監理業務
- 5) 近隣対応業務
- 6) その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

③ 維持管理業務

（原則、本施設のみを対象とし、7）、8）の一部は運営対象施設を対象とする）

- 1) 建築物保守管理業務
- 2) 建築設備保守管理業務
- 3) 駐輪設備保守管理業務
- 4) 外構等維持管理業務
- 5) 環境衛生・清掃業務
- 6) 警備保安業務
- 7) 建築物・建築設備修繕業務
- 8) 駐輪設備修繕業務
- 9) その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

④ 運営業務（本施設、運営対象施設、放置禁止区域及び集積所を対象とする）

- 1) 自転車等駐車場運営業務
 - A) 日常運営業務
 - B) 使用料徴収代行業務
 - C) 定期利用登録申請受付及び抽選業務
 - D) クレーム対応業務
- 2) 什器・備品等保守管理業務
 - A) 備品等台帳の整備業務
 - B) 保守管理業務
- 3) 放置自転車等対応業務
 - A) 放置自転車等対策業務
 - B) 放置自転車等撤去業務
 - C) 放置自転車等返還業務
 - D) クレーム対応業務
- 4) 付帯事業

その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務

(6) 事業方式

本事業は、施設整備に係る資金調達は市が行い、事業者が本施設の設計及び建設等の業務を行った後、維持管理・運営業務を遂行する方式（DBO方式）により実施する。

また、事業期間中は、事業者が運営対象施設の運営業務、放置禁止区域及び集積所における放置自転車等対応業務も実施する。

2. 事業者選定の体制等

総合評価落札方式による入札を実施するにあたり学識経験者等で構成する「東久留米市都市計画自転車駐車場整備事業者審査委員会」（以下「審査委員会」という。）により、東久留米市都市計画自転車駐車場整備事業落札者決定基準（以下、「落札者決定基準」という。）に基づき、入札参加グループから提出された入札書類審査に関する提出書類（提案書）の審査を行い、優秀提案を選定した。

審査委員会の構成は、以下のとおりである。

役職	氏名	所属
委員長	西村 幸高	東久留米市副市長
副委員長	土屋 健治(令和3年3月まで) 長澤 孝仁(令和3年4月から)	東久留米市企画経営室長
委員	安登 利幸	亜細亜大学都市創造学部都市創造学科 大学院アジア・国際経営戦略研究科教授
委員	江守 央	日本大学理工学部交通システム工学科准教授
委員	佐々木 弘治	東久留米市総務部長
委員	小原 延之	東久留米市都市建設部長

(敬称略)

なお、審査委員会の開催日程及び議事内容は、以下のとおりである。

委員会	日程	議事内容
第1回	令和2年12月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・事業概要について ・落札者決定基準（案）について ・提案者の審査方法（案）について
第2回	令和3年6月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・提案書の評価の進め方および審査方法の決定 ・事業者提案内容の確認 ・事業者への質問事項の整理
第3回	令和3年6月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者への事前質問事項の回答について ・事業者のプレゼンテーション及び事業者へのヒアリング ・最終評価 ・優秀提案の選定 ・審査講評（案）の検討

3. 審査方法

(1) 事業者選定方式

本事業では、施設整備、維持管理及び運営の各業務において、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を求めることから、事業者の選定に当たっては、民間のノウハウや創意工夫を総合的に評価して選定することが必要である。従って、事業者の選定は、サービスの対価の額に加え、入札説明書等に規定する事業参画に足る資格を有しており、かつ施設整備・維持管理・運営に関する要求水準を満足することを前提として、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づく「総合評価落札方式」により行うものとする。

(2) 事業者の選定方法と選定の体制

事業者の選定は、落札者決定基準に基づき入札参加資格審査及び入札書類審査により行う。

入札参加資格審査においては、入札参加者の参加資格について市が審査を行う。なお、入札参加資格審査の結果は、入札書類審査の対象となる入札参加者の資格要件のみを審査し、入札書類審査における評価には反映させないこととする。

入札書類審査においては、落札者決定基準における基礎項目審査の評価基準に基づき、基礎審査項目の充足の有無の審査を市が行い、本事業の各業務に関する具体的な提案内容の審査は、落札者決定基準における加点項目審査の評価基準に基づき、審査委員会において入札参加グループから提出された入札書類(提案書)の加点項目審査を行い、優秀提案を選定し、市に審査結果を報告する。

市は、審査委員会からの報告を受けて、落札者を決定する。

(3) 審査の手順

審査の手順は、次のとおりとする。

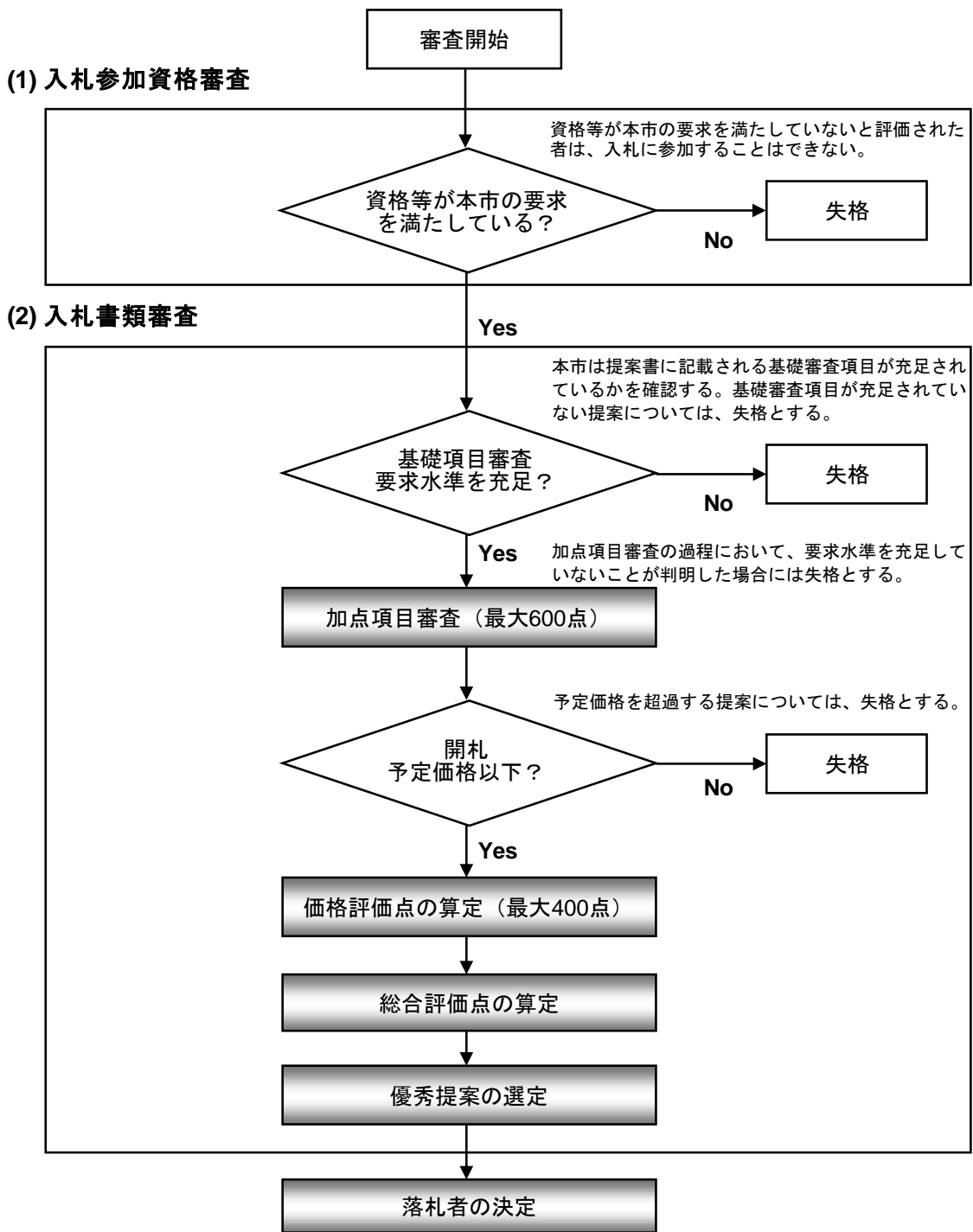


図 審査の手順

4. 審査結果

4.1 入札参加資格審査

令和3年3月17日に参加表明を受け付けたところ、以下の6(A~F)グループから参加表明書及び資格審査書類が提出された。

市において令和3年3月31日に入札参加資格の確認を行った結果、すべての応募グループが参加資格要件を満たしていることを確認した。

審査後、Eグループより入札参加辞退の申出があり、市が承諾したため、最終的な入札参加グループは5(A~D、F)グループである。

また、当該グループの入札書類に記載するグループ名を「Aグループ」、「Bグループ」、「Cグループ」、「Dグループ」、「Fグループ」と通知し、審査委員会では、応募グループの企業名を伏せて審査を行った。

グループ名	グループを構成する企業の一覧
Aグループ	代表企業： 菊池建設（株） 構成企業： （株）ダイゾー （株）桂設計 協力企業： （公社）東久留米市シルバー人材センター
Bグループ	代表企業： （株）イチケン 構成企業： アマノマネジメントサービス（株） （株）翔設計 （株）トーカンオリエンス 協力企業： （公社）東久留米市シルバー人材センター
Cグループ	代表企業： （株）ソーリン 構成企業： （株）解良工務店 （株）似鳥工務店 （株）アトリエハレトケ （株）綜企画設計 協力企業： （公社）東久留米市シルバー人材センター
Dグループ	代表企業： （公財）自転車駐車場整備センター 構成企業： （株）杉原設計事務所 サイカパーキング（株） （株）田中建設 協力企業： （公社）東久留米市シルバー人材センター
Eグループ	代表企業： （株）内藤ハウス 構成企業： パシフィックコンサルタンツ（株） 日本コンピュータ・ダイナミクス（株）
Fグループ	代表企業： 蔦井（株） 構成企業： （株）久慈設計 スターツCAM（株） 協力企業： （公社）東久留米市シルバー人材センター

4.2 基礎項目審査

市において、提案書の提出があった5（A～D、F）グループの入札参加者の提案内容について令和3年5月19日に基礎項目審査を行った。各グループの提案内容は、落札者決定基準「基礎項目審査の評価基準」に掲げる基礎審査項目を充足しているか（要求水準を満たしていること等）について審査を行い、審査の結果、3（C、D、F）グループは、基礎審査項目を充足していることが確認された。また、2（A、B）グループの提案書については、一部の提案内容が基礎審査項目を充足していなかったため、失格とされた。

4.3 加点項目審査（性能評価点）

(1) 審査方法

全ての基礎審査項目を充足している提案（3（C、D、F）グループの提案）について、第2回審査委員会（令和3年6月2日）及び第3回審査委員会（令和3年6月30日）において性能評価として加点項目審査を行った。

加点項目審査は、入札参加グループの提案内容について、以下に示す加点審査項目について加点基準に応じて得点（加点）を付与した。

なお、加点項目審査に基づく性能評価点の計算に当たり、小数点以下がある場合は第2位を四捨五入するものとした。

【加点項目審査】

加点審査項目	配点	備考（※）
① 事業計画全般に関する事項	80	配点の割合：最大600点中 約13%
② 設計・建設・工事監理業務に関する事項	180	〃 約30%
③ 維持管理業務に関する事項	340	〃 約56%
③-1 維持管理業務に関する事項	50	〃 約8%
③-2 運営業務に関する事項	290	〃 約48%
合 計	600	

（※）表中の%については、小数点以下第1位を四捨五入したものであるため、合計が100%になっていない。

【加点基準】

評価	評価内容	採点基準
A	各審査項目に関して、特に優れている	配点×1.00
B	各審査項目に関して、より優れている	配点×0.75
C	各審査項目に関して、優れている	配点×0.50
D	各審査項目に関して、優れている点はあまりない	配点×0.25
E	各審査項目に関して、優れている点はない	配点×0

(2) 加点項目審査（性能評価点）の結果

前項の審査方法に基づく加点項目審査（性能評価点）の結果を以下に示す。

加点項目	配点	各グループの得点		
		Cグループ	Dグループ	Fグループ
① 事業計画全般に関する事項	80	48.5	39.8	58.5
② 設計・建設・工事監理業務に関する事項	180	104.6	95.6	112.1
③ 維持管理・運営業務に関する事項	340	202.1	157.3	219.0
合 計	600	355.2	292.7	389.6

4.4 価格評価点の算定

(1) 算定方法

価格評価点は、入札価格を基に次式で算定した。価格評価点の計算に当たっては、小数点以下第2位を四捨五入し、価格評価点の上限を400点とした。

なお、予定価格は、1,845,392,000円（消費税等相当額を除く。）とし、予定価格を超える場合は失格とした。また、いずれのグループの入札価格も予定価格内であったことを確認した。

$$\text{入札価格に係る価格評価点} = 400 \text{ 点} \times \frac{\text{提案のうち最も低い入札価格}}{\text{当該入札参加者の入札価格}}$$

(2) 価格評価点の算定結果

前項の算定方法に基づく価格評価点の結果を以下に示す。

項 目	各グループの得点		
	Cグループ	Dグループ	Fグループ
入札価格	1,699,985,398	1,832,876,900	1,660,560,000
価格評価点	390.7	362.4	400.0

（入札価格は、消費税等抜き、単位は円で表記した。）

4.5 総合評価点の算定

(1) 算定方法

審査委員会において性能評価点を決定した後、各グループの性能評価点と入札価格より算定した価格評価点を合計した値を総合評価点として算定した。

$$\text{総合評価点} = \text{性能評価点 (加点項目審査：最大 600 点)} + \text{価格評価点 (最大 400 点)}$$

(2) 総合評価点の算定結果

前項の算定方法に基づく総合評価点の結果を以下に示す。

項目	配点	各グループの得点		
		C グループ	D グループ	F グループ
性能評価点	600	355.2	292.7	389.6
価格評価点	400	390.7	362.4	400.0
総合評価点	1,000	745.9	655.1	789.6
順位		2 位	3 位	1 位

※ 落札者決定基準に基づき、評価点の計算にあたっては小数点以下第 2 位を四捨五入した。

4.6 優秀提案の選定

4.5 において算定した総合評価点が最大となった F グループの提案を優秀提案として選定した。

5. 審査講評

5.1 各加点審査項目の講評

(1) 加点審査項目について

4. 審査結果の 4.3 加点項目審査において、落札者決定基準に基づき審査を行った加点審査項目は、次表のとおりである。

審査項目		
1 業務全体の実施方針、事業計画	1-1 基本的な考え方（実施方針、実施体制）	
	1-2 リスク管理	
	1-3 地域・社会・経済貢献	
	(1) 地域貢献 (2) 付帯事業	
2 設計・建設・工事監理業務に関する事項	2-1 設計業務に関する事項	
	(1) 設計業務全体（施設計画全体）の考え方	
	(2) 配置計画	
	(3) 平面計画及び動線計画	
	(4) 構造計画及び設備計画	
	(5) 駐輪設備計画	
	(6) 外構・サイン計画	
	(7) 安全性、防犯性	
	2-2 建設業務・工事監理業務に関する事項	
	(1) 建設業務全体の考え方 (2) 工事監理業務全体の考え方	
3 維持管理・運営業務に関する事項	3-1 維持管理業務に関する事項	
	(1) 維持管理業務全体の考え方	
	(2) 建築物保守管理業務	
	(3) 建築設備保守管理業務	
	(4) 駐輪設備保守管理業務	
	(5) 外構等維持管理業務	
	(6) 環境衛生・清掃業務	
	(7) 警備保安業務	
	(8) 建築物・建築設備修繕業務	
	(9) 駐輪設備修繕業務	
	3-2 運営業務に関する事項	
	(1) 運営業務全体の考え方	
	(2) 自転車等駐車場運営業務	実施体制
		日常運営業務
使用料徴収代行業務		
定期利用登録申請受付及び抽選業務 クレーム対応業務		

3 維持管理・運営業務に関する事項	(4) 放置自転車対応業務	(3) 什器・備品等保守管理業務
		実施体制
		放置自転車等対策業務
		放置自転車等撤去業務
		放置自転車等返還業務
		クレーム対応業務

(2) 各加点審査項目の講評

1) 業務全体の実施方針、事業計画

a) 基本的な考え方（実施方針、実施体制）

各入札参加グループとも、自転車等駐車場の整備・運営についての豊富な実績、業務実施方針及び実施体制に関して、具体的な提案が示された。このなかで、地域および市民との連携を含めソフト・ハード両面からの詳細な提案が示された点についてFグループが高く評価された。

b) リスク管理

各入札参加グループとも、想定されるリスクとその予防及び対応策、安定的・継続的な業務実施に向けたバックアップ体制、追加保険付保に関して、具体的な提案が示された。このなかで、具体的なバックアップ体制や緊急時の対応について具体的な提案が示された点についてCグループ及びFグループが高く評価された。

c) 地域・社会・経済貢献

「(1) 地域貢献」に関して、各入札参加グループとも、市民や高齢者等の雇用、地元企業との連携に関して、具体的な提案が示された点について、いずれの提案も評価された。

「(2) 付帯事業」に関して、事業予定地の法的規制条件や目的とする公共事業の趣旨との適合性を考慮した上で、各入札参加グループとも、利用者の利便性向上に寄与する付帯事業に関して、具体的な提案が示された点について、いずれの提案も評価された。

2) 設計・建設・工事監理業務に関する事項

a) 設計業務に関する事項

配置計画については、限られた敷地の中で収容台数を充足する施設計画とする中で、各入札参加グループともに、同様の考え方に基づく配置案が示された。一方、平面計画及び動線計画では、朝夕の混雑時における滞留解消や利用者の利便性向上を目的とした具体的な提案が、各入札参加グループからそれぞれ示された。

設計業務に関する事項の加点審査項目（1）～（7）の評価については、以下の通りである。

① Cグループ

(1) から (7) の各項目について、高齢者や子ども乗せ自転車利用者へ配慮した柔軟な平面計画、利用者の使いやすさ・わかりやすさと美しさに配慮した施設計画全体の考え方やサイン計画など、それぞれ具体的な提案が示された点について高く評価された。

② Dグループ

(1) から (7) の各項目について、限られた敷地での配置バランスを考慮した配置計画、朝夕ピーク時の滞留対策など、それぞれ具体的な提案が示された点について評価された。

③ Fグループ

(1) から (7) の各項目について、高齢者や障がい者、女性、子ども乗せ自転車等の利用者特性に配慮した利用者目線での平面計画・動線計画、利用者の利便性・安全性に配慮した駐輪設備計画など、それぞれ具体的な提案が示され、「(1) 建設業務全体の考え方」について高く評価されるとともに、他の項目についても評価された。

b) 建設業務・工事監理業務に関する事項

「(1) 建設業務全体の考え方」に関して、各入札参加グループから、具体的な提案が示された。このなかで、工期遵守の工夫、近隣への影響・環境負荷低減への配慮に関して、詳細な提案が示された点について、いずれの提案も評価された。

「(2) 工事監理業務全体の考え方」に関して、各入札参加グループとも品質管理に関して、具体的な提案が示された点について、いずれの提案も評価された。

3) 維持管理・運營業務に関する事項

a) 維持管理業務に関する事項

維持管理業務に関する事項の加点審査項目 (1) ~ (9) の評価については、以下の通りである。

① Cグループ

(1) から (9) の各項目について、維持管理コストの縮減に向けた工夫、予防保全を前提とした保守管理計画、建築物及び各設備の長寿命化を見据えた修繕・更新方法など、それぞれ具体的な提案が示された点について評価された。

② Dグループ

(1) から (9) の各項目について、維持管理業務の実施体制、維持管理コスト縮減に向けた工夫、事故・犯罪の未然防止など、それぞれ具体的な提案が示された点について評価された。

③ Fグループ

(1) から (9) の各項目について、維持管理業務全体の実施体制及び内容、事故・犯罪の未然防止や予防保全を前提とした保守管理計画など、それぞれ具体的な提案が示された点について評価された。

b) 運營業務に関する事項

ア 運營業務全体の考え方

各入札参加グループとも、業務実施方針及び実施体制、開業準備の考え方、危機管理対策などに関して、具体的な提案が示された。このなかで、運營業務の質の向上や、従前の運営方法・利用方法からの変更について詳細な提案が示された点について F グループが高く評価された。

イ 自転車等駐車場運營業務

日常運營業務では、駐輪整理方法や朝夕の混雑時における滞留解消を目的とした具体的な提案が、各入札参加グループからそれぞれ示された。

また定期利用登録申請及び受付業務については、現金及び交通系電子マネーを含めた多様な決済方法、稼働率向上の工夫、登録情報管理方法に関して、具体的な提案が、各入札参加グループからそれぞれ示された。

自転車等駐車場運營業務に関する事項の加点審査項目細目の評価については、以下の通りである。

① C グループ

各項目について、駐輪整理方法、多様な決済方法、稼働率向上など、それぞれ具体的な提案が示され、日常運營業務について高く評価されるとともに、日常運營業務以外の項目も評価された。

② D グループ

各項目について、朝夕の混雑時における滞留解消、登録情報管理方法など、それぞれ具体的な提案が示された点について評価された。

③ F グループ

各項目について、朝夕の混雑時における滞留解消、多様な決済方法、効率的なクレーム対応方策など、それぞれ具体的な提案が示され、クレーム対応業務で高く評価されるとともに、クレーム対応業務以外の項目も評価された。

ウ 什器・備品等保守管理業務

各入札参加グループとも、具体的な提案が示され、什器・備品などの保守管理に係る詳細な提案が示された点について C グループ及び F グループが評価された。

エ 放置自転車等対応業務

放置自転車等対策業務では、これまでの放置自転車等に係る業務の他、撤去業務と一体となった放置自転車等の防止方策や路上放置に対する指導方法、将来の放置自転車を減らす対策などに関して、具体的な提案が、各入札参加グループからそれぞれ示された。

放置自転車等撤去業務については、放置自転車及び撤去対象車両の情報の効率的な把握・管理方法や車両搬送時の損傷を抑制する工夫などに関して、具体的な提案が、各入札参加グループからそれぞれ示された。

放置自転車等返還業務については、撤去車両の適切な保管方法や、車両の廃棄方法及び廃棄に当たっての工夫などに関して、具体的な提案が、各入札参加グループからそれぞれ示された。

放置自転車等対応業務に関する事項の加点審査項目細目の評価については、以下の通りである。

① Cグループ

各項目について、撤去業務と一体となった放置自転車等の防止方策や路上放置に対する指導方法、撤去車両の適切な保管方法など、それぞれ具体的な提案が示され、放置自転車等対策業務で高く評価されるとともに、放置自転車等対策業務以外の項目も評価された。

② Dグループ

各項目について、車両搬送時の損傷を抑制する工夫、多様な決済方法、撤去車両の適切な保管方法など、それぞれ提案が示されたが、本事業においては全体的に提案内容がやや薄く、いずれの項目も高い評価には至らなかった。

③ Fグループ

各項目について、路上放置に対する指導方法、将来の放置自転車を減らす対策など、それぞれ具体的な提案が示され、いずれの項目も評価された。

5.2 総評

本事業は、市で初めてとなる DBO 方式による恒久的な自転車等駐車場の整備を行う事業である。審査にあたっては、市民や利用者にとって親しみやすい施設として、また新たな地域の中心となるような施設として整備・運営をしていただきたいといった視点で審査を行った。

本事業には 5 グループから提案があった。市における基礎項目審査を通過した 3 グループによる提案は、これまでの官民連携事業や自転車等駐車場の運営実績に基づく、民間事業者ならではの創意工夫が随所に盛り込まれており、高く評価できる内容であった。審査の結果、加点項目審査では、F グループの提案が C、D グループの提案を上回る結果となった。

本事業に参加された各グループには、提案書作成等にあたっての多大なる尽力に深く感謝を申し上げる。

以下、優秀提案として選定した F グループの総評を述べる。

- 業務全体の実施方針、事業計画については、「市民と一緒に作り上げる恒久的な自転車駐車場」とのコンセプトを掲げ、地域及び市民との連携や利用者・市民の利便性・安全性確保方策に工夫が見られた点や、既存施設から新施設への移行時・東 2 及び西 10 自転車駐車場の運営終了時の対応、災害など非常時・緊急時の対応に関する具体的な提案が高く評価できた。
- 設計業務については、利用者・市民の意向収集・反映、市・関係機関との協議・調整に関する基本方針及び方策、高齢者・障がい者・女性・子乗せ自転車等の利用者特性に配慮した、利用者目線での平面計画・動線計画が高く評価できた。
- 建設・工事監理業務については、適切な工程計画や工期遵守の徹底に対する工夫が評価できた。
- 維持管理業務については、業務の実施体制、建築設備における保守点検の実施体制及び内容、事故・犯罪の未然防止や予防保全を前提とした保守管理計画など、維持管理コスト低減に向けた具体的な提案が評価できた。
- 運營業務については、多様な決済方法や運営サービスの充実など、豊富な実績を踏まえた具体的なサービス向上策、災害など非常時・緊急時の対応策、地域と連携した放置自転車等対策における工夫が高く評価できた。
- 項目によっては要求水準以上の提案が盛り込まれ、恒久的な自転車等駐車場の確保に係る市が目指すまちづくりと合致している上に、これを誠実に実現しようとする姿勢が見受けられた点が評価できた。

【要望事項】

市は業務水準の維持・向上のための継続的なモニタリングを通じ、事業者と良好なパートナーシップを構築し、長期にわたって将来にわたり市民に安定した利用環境と良好なサービスを提供する「恒久的な自転車等駐車場」を確実に実現していただきたい。

選定された F グループにおかれては、構成事業者間の連携によりノウハウを最大限に生かして提案事項を確実に実現していただきたい。また、本事業をよりよいものとするため、本事業

を都市計画事業として実施することを踏まえた上で、以下の項目について十分に配慮して整備・運営いただくよう審査委員会として要望する。

- 「市民と一緒に作り上げる恒久的な自転車駐車場」の実現に向け、設計段階を含めた事業の各段階において利用者・市民のニーズを収集・反映するとともに、市・関係機関と十分に協議・調整を行い、提案事項を確実に実施すること。
- 既存施設から臨時施設、新施設への移行にあたっては、利用者の円滑な利用に配慮し、適切な情報提供、周知・案内及び各種支援を行うこと。
- 本施設の目的及び都市計画事業の趣旨を十分理解し、災害時の対応を含め、地域に貢献する施設としての役割を果たすよう努めること。
- 放置自転車等対応業務においては、これまでの放置自転車等に係る業務水準の維持・向上や駅周辺を含めた更なる交通環境の充実を図るよう、現場での指導に努めるとともに、地域と一体となった放置自転車等の防止対策について提案・実施すること。